

令和8年度シンガポール向け県産品ビジネスマッチング業務の企画提案に係る質問について

No.	質問日	質問事項	回答
1	2026年5月1日	仕様書「2. 業務内容」(3)の商談実施について、県として年度内に最低限又は標準的に想定しているマッチング件数の目安がありましたらご教示ください。	現時点で最低件数等の設定はありません。県内企業のニーズやシンガポール市場の動向を踏まえ、効果的なマッチングを期待しています。なお、委託料上限額(1,469千円)の範囲内で最大の成果が得られる提案をお願いします。
2	2026年5月1日	公募要領では、仕様書「2. 業務内容」の(1)から(6)までを一連の基本業務単位として1件あたり単価を見積もることとされています。 当該「1件」については、県内企業又はシンガポール企業からの相談・商談希望を受け、発注者と協議のうえ個別案件として着手した商談化支援1件として整理してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1件とは、特定の県内企業と特定のシンガポール企業との1商談案件を指します。
3	2026年5月1日	仕様書「2. 業務内容」(1)市場等の情報収集及び(2)商談前の相談対応については、契約期間中、必要に応じて随時対応する業務と理解してよろしいでしょうか。 また、具体的な商談候補先選定、商談調整、商談結果報告及び商談後フォローまでを行う案件を、基本業務の実績件数として計上する考え方で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。日常的な情報提供や相談対応は基本業務に含まれますが、実績件数としての計上は、具体的な商談の設定から結果報告までの一連のプロセスを完了した案件を対象とします。
4	2026年5月1日	委託金額は、1件あたり単価に実績件数を乗じた金額で精算するものとされていますが、基本業務の実績件数は、商談実施後の結果報告まで完了した時点で計上する理解でよろしいでしょうか。 また、実績報告及び請求は、商談1件完了ごと、一定期間ごと、又は年度末にまとめて行う等、想定されている方法があればご教示ください。	原則として、商談結果報告書が県に提出・受理された時点で計上します。実績報告および請求の時期については、以下の3期に分けて行うことを予定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期：契約締結の日から令和8年7月31日まで ・第2期：令和8年8月1日から同年11月30日まで ・第3期：令和8年12月1日から令和9年3月19日まで

令和8年度シンガポール向け県産品ビジネスマッチング業務の企画提案に係る質問について

No.	質問日	質問事項	回答
5	2026年5月1日	基本業務の実績件数が当初想定より少なかった場合、委託上限額の範囲内において、発注者と協議のうえ、青森県訪問支援、シンガポール現地帯同支援、通訳手配支援等の件数増に充てるなど、柔軟に運用することは可能でしょうか。	事業の進捗状況等に応じ、必要と認められる場合は、予算の範囲内で委託内容の変更を協議することは可能です。
6	2026年5月1日	仕様書「2. 業務内容」(3)オにおいて、商談当日は必要に応じて県内企業及びシンガポール企業のアテンドを行うこととされています。 県内企業がシンガポールを訪問して対面商談を行う場合の現地帯同支援について、基本業務とは別に、半日単位等の個別単価として見積書に記載することは可能でしょうか。	可能です。公募要領において「(7)ア及びイの1件あたりの単価を見積もること」としてありますが、帯同支援に係る具体的な算定根拠(時間単位、日単位等)についても、見積書に明記した上で提案してください。
7	2026年5月1日	仕様書「2. 業務内容」(7)アの本県訪問支援について、1回あたりの単価には、交通費、宿泊費、人件費等を含めた金額として見積もる理解でよろしいでしょうか。 また、訪問日数、派遣人数、移動範囲等により費用が大きく変動する場合は、発注者と協議のうえ対応する旨を見積条件に記載しても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。旅費や人件費等の積算内訳を明確にしてください。また、大幅な費用変動が想定される場合の条件提示(「〇名・〇泊までの場合」等)についても、見積条件として記載いただいて差し支えありません。
8	2026年5月1日	仕様書「2. 業務内容」(7)イの通訳手配について、オンライン商談会における2時間以内の通訳手配を1件として単価設定することは可能でしょうか。 なお、2時間を超える対応、対面通訳、専門性の高い通訳が必要な場合は、発注者と協議のうえ別途調整する条件を付すことは可能でしょうか。	可能です。実務に即した効率的な運用となるよう、標準的な対応範囲を定義した上での単価設定や、超過・特殊案件に関する条件提示を提案に含めていただいて差し支えありません。
9	2026年5月8日	日本に自社拠点を持たないシンガポール企業による企画提案は可能でしょうか。	公募要領「3 参加資格要件」を満たす場合は、企画提案への参加は可能です。

令和8年度シンガポール向け県産品ビジネスマッチング業務の企画提案に係る質問について

No.	質問日	質問事項	回答
10	2026年5月8日	仕様書2. (2) から (6) について、契約期間内で何件程度の稼働を想定していますか。 また、令和7年度台湾・香港向け県産品ビジネスマッチング事業の実績について、可能な範囲でご教示ください。	現時点で最低件数等の設定はありません。 県内企業のニーズやシンガポール市場の動向を踏まえ、効果的なマッチングを期待しています。なお、委託料上限額 (1,469千円) の範囲内で最大限の成果が得られる提案をお願いします。 また、過年度事業実績については、個別の件数等の公表は行っていません。
11	2026年5月8日	今回のプロポーザル参加は日本に法人登記していない会社でも参加は可能でしょうか。 日本での法人登記が必須 (シンガポール現地法人のプロポーザルが不可の場合) の場合、グループ関係にある日本の会社がプロポーザルに参加し、グループ会社のシンガポール法人へ業務の一部を再委託することは可能でしょうか。	公募要領「3 参加資格要件」を満たす場合は、日本に法人登記していない会社であっても参加は可能です。なお、業務の一部を再委託する場合は、契約締結時に発注者との協議を要するものとします。
12	2026年5月8日	県内企業からの相談対応、商談調整、商談後フォローについて、年間でおおよそ何社・何件程度を想定されていますでしょうか。	No.1の回答のとおりです。
13	2026年5月8日	本業務は、商談機会の創出・調整・助言・フォローを行うものであり、特定の取引成立や売上発生を保証するものではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務は、県内企業とシンガポール企業との商談機会の創出及び継続的な支援を行うものであり、特定の取引成立や売上発生を保証するものではありません。
14	2026年5月8日	商談後フォローは、連絡支援・助言・次回アクション整理が中心であり、サンプル輸送、通関、食品規制確認、ラベル確認、輸入実務代行等は別途協議という理解でよろしいでしょうか。	商談後フォローについては、仕様書に記載する業務内容の範囲内で実施いただくことを想定しています。なお、サンプル輸送等については事業者の負担を想定しており、委託業務に含まれません。
15	2026年5月8日	仕様書に記載のある青森県訪問について、訪問回数の想定と、航空券・宿泊費・国内交通費等の費用負担の考え方をご教示いただけますでしょうか。	青森県訪問の回数について、現時点で具体的な想定回数は設定していません。なお、航空券、宿泊費、国内交通費等を含む必要経費については、受託者において見積りいただくことを想定しています。

令和8年度シンガポール向け県産品ビジネスマッチング業務の企画提案に係る質問について

No.	質問日	質問事項	回答
16	2026年5月8日	通訳費、通訳者の交通費・宿泊費・キャンセル料等は、委託費に含める前提でしょうか。それとも必要時に別途実費精算の前提でしょうか。	通訳費並びに通訳者の交通費、宿泊費等については、原則として委託費に含めて見積りいただくことを想定しています。なお、キャンセル料その他追加的な費用が発生する場合の取扱いについては、必要に応じて別途協議することとします。
17	2026年5月8日	仕様書2(3)ア～エについて、それぞれ <ul style="list-style-type: none"> ・「県内企業からシンガポール企業との商談希望があった場合」 ・「シンガポール企業から県内企業との商談希望があった場合」 ・「県内企業がシンガポールを訪問してシンガポール企業と商談する場合」 ・「シンガポール企業が青森県を訪問して県内企業と商談する場合」 について、青森県様として想定されている年間の件数、または過去実績の件数があれば、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	No. 10の回答のとおりです。
18	2026年5月8日	県内企業がシンガポールを訪問する場合、およびシンガポール企業が青森県を訪問する場合、当該県内企業およびシンガポール企業の渡航費は本事業費に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。県内企業及びシンガポール企業の渡航費については、本事業費には含まれません。
19	2026年5月8日	仕様書2(3)におけるオンライン商談と、現地渡航(シンガポールまたは青森)を伴う対面商談について、青森県様としてどちらを主軸として想定されていますでしょうか。	オンライン商談及び対面商談のいずれかに限定しているものではなく、県内企業及びシンガポール企業双方のニーズや商談内容等を踏まえ、効果的な方法により実施いただくことを想定しています。
20	2026年5月8日	企画提案書「b 商談候補先の選定・確保」に関連し、対象となる県内産品は農林水産品全般と理解しておりますが、ターゲットとなるシンガポール側の業態(小売、飲食店、卸売等)に指定や重点項目はございますでしょうか。	対象となる県産品について、現時点で特定の品目又は業態に限定するものではありません。シンガポール市場のニーズや県内企業の意向等を踏まえ、小売、飲食店、卸売等を含め、効果的な商談先を提案いただくことを期待しています。